

## ◎身体障害者補助犬法の一部を改正する法律

(平成一九年二月五日法律第一二六号)(衆)

### 一、提案理由(平成一九年一月二日・衆議院本会議)

○茂木敏充君 たいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、補助犬の利用のさらなる円滑化を図り、その受け入れ範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は、

第一に、障害者を雇用する者は、その事業所等において補助犬を使用することを拒んではならないものとする事、

第二に、補助犬の同伴等に関して、都道府県知事が苦情を受け付け、必要な助言、指導を行うものとする事、等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

(略)

困難な状況にある方々、弱い立場の人たちの問題解決に向けて、これら議員立法の二法案が与野党の壁を超えて全会一致をもって可決されたことは、小さな法改正に見えても、希望と安心の国づくりへの大きな一歩であると確信をいたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年一月二八日)

○岩本司君 たいま議題となりました五法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案は、身体障害者が勤務する事業所における身体障害者補助犬の使用の受入れを義務付けるとともに、都道府県知事が身体障害者補助犬の同

伴等に関する苦情を処理することを定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を便宜一括議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。